

伯耆町クーリングシェルター募集要項

1. 趣旨

伯耆町では、熱中症による健康被害を防止し、町民の生命を守るため、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条第1項の規定により、極端な高温の発生時に暑さをしのぐ施設として、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を指定しています。

ついては、クーリングシェルターの指定に協力いただける民間施設を募集します。

なお、指定に当たっては、気候変動適応法第21条第3項及び第4項の規定に基づき、協力民間施設の管理者と協定を締結するとともに、町ホームページ等で施設情報、開放可能日等を公表します。

2. 実施内容

熱中症対策として、以下の内容を実施する。

- （1）熱中症特別警戒情報が発表時には、クーリングシェルターとして、町民等に施設を開放する。
- （2）施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルターであることを掲示する。
- （3）クーリングシェルターの開放日時や場所等の問い合わせへの対応・案内
- （4）空調の適切な管理
- （5）受入可能人数に応じた休息できる空間の確保
- （6）熱中症特別警戒情報の発表時以外にも、町民等の涼みどころとして、町民等に施設を開放するように努める。

3. 応募資格

応募資格は、伯耆町内に所在する施設で、以下の要件を満たす施設とする。

- （1）開放日時等において、利用者が自由に出入り可能とすること。
- （2）適切な冷房設備を有すること。
- （3）受入可能人数に応じた一人当たりの空間が適切に確保されていること。
- （4）施設の指定箇所が無料で利用可能であること。
- （5）利用者の熱中症予防のための飲水等の確保が可能であること。

4. 実施期間

クーリングシェルターの実施期間は、毎年4月1日から10月31日までとする。

ただし、初年度の開始日は協定締結日とする。

なお、開放日時及び場所は、施設の実情に応じるものとする。

5. 募集期間

随時

6. 応募方法

応募様式（別紙）に必要事項を記入の上、郵便または持参により、伯耆町健康対策課まで提出してください。

《提出・問い合わせ先》

〒689-4133

西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町役場 健康対策課

電話0859-68-5536

7. 指定の流れ

応募様式提出後の流れ

- (1) 施設管理者と町で指定内容の協議
- (2) 協定の締結
- (3) 施設情報、開放可能日等の公表
- (4) 運用開始

8. その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、町が不適当と認める場合は、クーリングシエルターとして指定されない場合があります。